「長野県森林づくり県民税」と「国の森林環境税」

それぞれの財源を有効に活用しています!!

県税

森林づくり県民税(森林税)

国税

森林環境税

課税の目的

水源涵養や災害防止、地球温暖化防止など森林の有する 多面的機能を維持・増進させるための取組に必要な財源確保 所有者による手入れがされていない森林の管理を市町村が 主体となって進めるために必要な地方財源の安定確保

活用に係る 基本的視点 令和9年度までの<u>5年間で集中的に取り組む</u>べき喫緊の課題への対応を目的として、次の取組に活用

- ・全県で政策的・先導的に取り組むべき施策
- 森林等に関連した県民の暮らしの向上に繋がる施策
- ・県民が森林や緑の恩恵を身近に感じることができる施策

• 市町村に経営管理権を集積することで、<u>林業</u> 経営の効率化と森林の管理の適正化を促進 する取組に活用

・県は市町村の取組を進めるための支援に活用

具体的使途

- 再造林の加速化や多様な林業の担い手確保
- ・ライフラインの保全対策や観光地の景観整備 等

- 森林所有者に代わり市町村が行う間伐などの森林整備
- そのために必要な森林所有者の意向調査や作業道整備 等

税の方式

個人・法人県民税均等割の超過課税

個人住民税均等割

税率

<個人> 500円/年 <法人> 現行の均等割額の5%相当額/年

<個人> 1,000円/年

課税期間

令和5年度~令和9年度

令和6年度から

森林づくり県民税と森林環境税の整理イメージ

